

「国民主役の新しい公職選挙法を考える会」

発足趣意書

選挙は国民が主権者としての権利と責任を行使する最大の機会である。近年一連の政治改革の流れの中で、国、地方を問わずマニフェスト選挙が定着し、政策本位の選挙の実現を求める国民の声はかつてないほどの高まりを見せている。

しかしながら、1950年（昭和25年）に制定された現行公職選挙法はその法制度の発想や構造からして今日の経済社会の変化や国民意識の成熟、政党政治の進歩を十分反映することができず、いまや制度疲労の様相を呈し、部分的な手直しの繰り返しでは対応できない段階を迎えている。

このような認識を踏まえ、下記視点から現行公職選挙法体系そのものを根本から再検討し、国民の視点から新しい法制度をゼロベースで構想するための研究会を、21世紀臨調と超党派の国会議員とによる合同組織として立ち上げるものである。

1. 主権者である国民の視点に立って、国民にも、政治家にも分かりにくく複雑な現行公職選挙法を平易かつ分かりやすくする観点から全面的に再検討する。
2. 選挙の公正を担保する観点から管理する側の発想到過度に傾斜し「べからず法」と言われて久しい現行法の実態を見直し、国民にとっても、政党、政治家にとっても、「政策本位の選挙」をさらに実現していくために必要な条件を整備する。
3. 政党の政治活動と選挙活動の関係を整理し、政党の日常活動こそが本来の意味での選挙活動であるとの観点から、形式化した「選挙運動期間」のあり方を再検討し、政党の日常的な政治活動が国政選挙における国民の政権選択、政策選択と結びつくような新しい法制度を検討する。
4. 議院内閣制を採用する国政、大統領制を採用する自治体とでは政治システムが異なること等を踏まえ、国政選挙と地方選挙を一本の法律で束ねてきた現行法のあり方を再検討し、これからの地方分権時代にあった新しい法制度のあり方を検討する。
5. IT化や少子・高齢化など経済社会の変化を踏まえ、新しい時代にあった国民の政治参加のあり方や政党や政治家の活動と国民とをつなぐ新しいコミュニケーション手段のあり方を検討し、その内容を法制度に反映させる（選挙権年齢、投票方法等を含む）。
6. 以上の諸点を踏まえつつ、公職選挙法のみならず、政治資金規正法等を含め政党や政治家の活動に関わる関係法制度全般をトータルに見直し、政党、政治家の政治活動や国民の政治参加のあり方全体を視野に入れつつ、国民と政治とを結びつける法制度のあるべき姿を検討し、再設計する。

本会参加者名簿（発足時点の編成）

第1．国会議員側の参加者

□自民党

議員側座長	逢 沢 一 郎	自民党幹事長代理・衆議院議員
	保 岡 興 治	自民党・衆議院議員
	渡 辺 博 道	自民党副幹事長・衆議院議員
	田 中 和 徳	自民党副幹事長・衆議院議員
	棚 橋 泰 文	自民党・衆議院議員
	小野寺 五 典	自民党・衆議院議員
	鈴 木 淳 司	自民党・衆議院議員
	佐 藤 ゆかり	自民党・衆議院議員
	世 耕 弘 成	自民党・参議院議員
	田 村 耕太郎	自民党・参議院議員
	小 林 温	自民党・参議院議員

□民主党

議員側座長	玄 葉 光一郎	民主党前幹事長代理・衆議院議員
	枝 野 幸 男	民主党・衆議院議員
	渡 辺 周	民主党・衆議院議員
	笹 木 竜 三	民主党副幹事長・衆議院議員
	鈴 木 克 昌	民主党副幹事長・衆議員議員
	逢 坂 誠 二	民主党・衆議院議員
	福 山 哲 郎	民主党・参議院議員
	松 井 孝 治	民主党・参議院議員
	鈴 木 寛	民主党・参議院議員

□公明党

	佐 藤 茂 樹	公明党・衆議院議員
	斉 藤 鉄 夫	公明党政調副会長・衆議院議員
	西 田 実 仁	公明党・参議院議員

第2. 21世紀臨調側の各界参加者

臨調側座長	佐々木 毅	東大前総長	(21世紀臨調共同代表)
	北川 正 恭	早稲田大学教授	(21世紀臨調共同代表)
	茂木 友三郎	キッコーマン会長	(21世紀臨調共同代表)
	池田 守 男	資生堂会長	(同副代表)
	福川 伸 次	機械産業記念事業財団会長	(同副代表)
	増田 寛 也	岩手県知事	(同副代表)
	石田 芳 弘	犬山市長	
	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授	(同主査)
	曾根 泰 教	慶応大学教授	(同主査)
	成田 憲 彦	駿河台大学副学長	
	田中 宗 孝	日本大学教授	
	野中 尚 人	学習院大学教授	
研究会主査	谷口 将 紀	東大助教授	
	尾崎 純 理	民間法制局代表・弁護士	
	村本 道 夫	民間法制局事務局長・弁護士	
	横江 公 美	PACIFIC21代表	

※この他に、報道関係者、学識者数名が参加予定